

日本国国土交通省航空局とブラジル民間航空庁間の  
航空の安全の推進に関する了解覚書  
(日本語仮訳)

日本国国土交通省航空局とブラジル民間航空庁（以下「当局」という。）は、

航空の安全と環境保全を推進することを希求し、

民間航空機の安全運航は共通の関心事であることに留意し、

航空製品が、多国間において設計、製造及び流通されつつある傾向を認識し、

民間航空及びその安全に関する事項について、協力を深め効率を上げることを希求し、

技術的検査、評価及び試験の重複により航空産業及び運航者へ課せられている経済的負担の軽減の可能性を考慮し、

耐空性の認証、整備の証明及び環境適合性の試験、更に模擬飛行装置、航空機整備施設、運航の認証及び監視、並びに航空機の整備及び運航に従事する者の証明及び委任に対する基準及び制度が、この覚書を実行可能とするに十分類似していることを認識し、

耐空性の認証、環境適合性の試験又は認証、模擬飛行装置の認定評価、航空機整備施設、整備士、乗員及び運航についての相互承認のための手続きが相互の利益になることを認識し、

以下の理解に達した。

I. この覚書の目的

A. 相手の当局の航空製品の耐空性の認証、環境適合性の試験及び認証並びに整備の証明の認知及び受入れを各当局が推進すること

- B. 相手の当局の整備及び運航に従事する者の証明及び委任を含む整備施設の認証及び監視の受入れを当局が推進すること
- C. 航空の安全に関して、安全及び環境の目標の水準を同等に維持するための協力をを行うこと

## II. 定義

- A. 「耐空性の認証」とは、航空製品の設計又は設計の変更が当局により制定された基準に適合していること、又は製品が当該基準に適合すると認められる設計又は設計の変更と一致しており、かつ、安全な運用状態にあることの認定結果を意味する。
- B. 「航空製品」とは、あらゆる民間航空機、航空機用発動機、プロペラ、装備品、又はこれらに装備される部品若しくは構成部分を意味する。
- C. 「環境適合性の認証」とは、航空製品が当局の航空機騒音及び航空機用発動機排出物に関する法律、規則、基準及び要件に適合していることを評価する過程を意味する。
- D. 「整備」とは、承認された改造の実施を含む、航空製品の耐空性の維持を保証するための検査、オーバーホール、修理、保存及び航空製品の部品、材料、装備品又は構成部分の交換の作業を意味する。
- E. 「改造」とは、型式設計に変更を行うことを意味する。
- F. 「模擬飛行装置の認定評価」とは、当局により特定された性能基準に従って、模擬している航空機と比較することにより模擬飛行装置を評価する過程を言う。
- G. 「運航の認証及び監視」とは、旅客又は貨物の商業航空運送を提供する主体及びそのような活動のため支援プログラムを行う主体に対して当局が実施する技術的検査及び評価を行う過程を意味する。
- H. 「監視」とは、適切な基準への適合性が維持されているか決定するための当局

による定期的な監査を意味する。

### III. 技術的評価及び協力

A. お互いの当局が必要であると同意した場合には、主に、ただしこれに限らず、次の航空部門における双方の基準及び制度の理解を推進するために、協力して技術的評価及び作業を実施する。

1. 航空製品の耐空性の認証及び整備の証明
2. 航空機騒音及び航空機用発動機排出物の基準及び試験手続きに関する環境適合性の認証及び環境適合性の試験
3. 整備施設の認証及び監視
4. 整備及び運航に従事する者の認証
5. 運航の認証及び監視
6. 模擬飛行装置の認定評価及び監視

B. これらの分野における両当局の基準、規則、慣例、手続及び制度が十分に同等又は両立できるものであり、一方の当局が他方の当局に対して行う合意された基準への適合性の認定結果の受け入れが許容されると当局が合意する場合には、当局は個別の航空安全のプログラムに関して書面による技術取極めを作成し、これに記載される方法によりそのような相互承認を実施する。

C. 技術取極めは少なくとも次の事項を含む。

1. 定義
2. 対象となる民間航空の特定分野の範囲に関する記述
3. 試験の立会、検査、認定、認証、及び証明のような各当局の行為の相互承認に関する規定
4. 責任
5. 相互の協力及び技術的支援に関する規定、及び
6. 当局間の作業関係の定期的な評価に関する規定

### IV. 論争の解決

この覚書又はそのいかなる技術取極めの解釈及び適用に関するあらゆる見解の相違は、責任ある部門の長の協議により解決されなければならず、解決できない見解の相違は最終解決のため、局長／長官に委託される。

## V. 効力の発効

- A. この覚書は両当局の署名により発効し、いずれかの当局により終了されるまで有効である。そのような終了は、相手側の当局に対する 60 日前の書面による通告により有効となる。そのような終了は、この覚書に従って行われた全ての現存する技術取極めを終了させることにもなる。
- B. この覚書は当局の書面による合意により改訂される。
- C. 技術取極めは責任ある長により改訂される。
- D. 技術取極めは当局によってのみ終了される。そのような終了は、相手側の当局に対する 60 日前の書面による通告により有効となる。
- E. この覚書は、その署名により、2001 年 10 月に発効した「日本国航空局とブラジル民間航空局との間のエンブラエル式 ERJ-170/-190 型航空機の耐空性に係る覚書」に代わるものとする。

(署名)

Ryuhei Maeda

局長

日本国国土交通省航空局

2008 年 10 月 6 日

(署名)

Solange Paiva Vieira

長官

ブラジル民間航空庁

2008 年 9 月 8 日